

公立大学法人高崎経済大学求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する基本方針

1 はじめに

公立大学法人高崎経済大学（以下「本学」という。）は、法令及び本学の諸規程を守り、職員の採用に係る公募、選考、説明会の実施等に当たるとともに、求職者等が安心してその活動に取り組める環境の確保を大切にしています。

求職者等の人格と尊厳は、最大限に尊重されなければなりません。本学の役員又は職員（以下「役職員」という。）が求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントにより求職者等の求職活動等を妨げることは、決して許されるものではありません。

本学は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、同事案に該当すると判断した場合は、役職員個人の問題とせず、組織として誠実かつ迅速に対応し、行為を行った役職員に対しては厳正に対処します。

本方針は、本学ウェブサイト等を通じて学内外に広く周知します。

2 本学における求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント等の定義

本方針において「求職者等」とは、本学に対する求職活動その他職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）を行う者をいいます。具体的には、職員の採用に応募する者のほか、説明会に参加する者などです。

本方針において「求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント」とは、求職活動等において、本学の役職員が行う求職者等の意に反する性的な言動により、当該求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。同性に対するものを含み、求職者等の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、本方針の対象となります。

3 本学における求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに該当する例

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに該当する例として、次のようなものが想定されます。なお、これらは例示であり、これらに限定するものではありません。

- ・採用面接や説明会、実習等の場で、不必要に身体に触れること。
- ・性的な冗談やからかい、性的な事実関係を尋ねる質問を行うこと。
- ・性的な内容を含むポスターの掲示や画面の表示を行うこと。
- ・性的な関係を求め、又は執拗に私的な誘いを行うこと。

4 本学及び役職員の責務

本学は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに対する役職員の関心と理解を深め、求職者等への言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮を行います。求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを行った役職員に対しては、本学の諸規程に基づき厳正に対処します。

5 相談体制の整備

求職者等からの相談（苦情を含む。以下同じ。）に対応する部署をあらかじめ定め、求職者等に周知します。また、相談に対応する部署の担当者が相談者の心身の状況等に配慮しながら、適切に対応します。

6 プライバシーの保護・秘密保持

相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を求職者等及び役職員に周知します。

7 不利益な取扱いの禁止

相談者その他の関係者が、相談をしたこと又は事実関係の確認等に協力したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

また、役職員についても、事実関係の確認等に協力したとしても、解雇その他不利益な取扱いをされません。

8 学内への周知・啓発

本方針を役職員に周知し、定期的に研修を実施して、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止の徹底を図ります。